

令和 8 年 8 月

令和 9 年度

酒税制度等に関する要望書

日本蒸留酒酒造組合
理事長 渋谷 尚 己

令和 9 年度税制改正等要望項目（目次）

- 第 1 比例逓減税率の適用範囲は、現状に留めていただきたい。
- 第 2 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の実施に当たっては、酒類製造事業者に対する丁寧な指導、制度の趣旨に沿った運用をお願いしたい。
- 第 3 焼酎甲類（連続式蒸留焼酎）の減税について検討していただきたい。
- 第 4 合成清酒の減税について検討していただきたい。
- 第 5 原料価格、燃料費等の高騰に対し、一定期間の措置として、酒税の負担軽減を検討していただきたい。
また、米国の新たな関税制度の廃止に向けてご尽力をお願いしたい。
- 第 6 酒類の承認制度等の簡素合理化をしていただきたい。
- 第 7 アルコール問題に関する政府の各種取組みは、アルコール健康障害対策基本法第 1 条の整理に従って実施していただきたい。

酒税制度等に関する要望書

第 1 比例逓減税率の適用範囲は、現状に留めていただきたい。

欧米諸国の規定では、ウイスキーはアルコール分 40 度以上、スピリッツはアルコール分 37.5 度以上でなければならないと定められています。一方、わが国の酒税制度では、ウイスキーもスピリッツもともに、37 度未満には原則として比例逓減税率を適用しない（度数に比例して税額を下げない）こととされており、これにより国際的な整合性が保たれています。

仮に、アルコール分 37 度未満のウイスキー及びスピリッツにも比例逓減税率の適用を拡大した場合には、欧米諸国では存在し得ない低いアルコール度数のウイスキー及びスピリッツが、低い税額の適用を受けて低価格で商品化されることになります。

このことは輸入品を不当な競争条件下に置くことになるため、諸外国から「国産品保護」や「貿易障壁」等といった非難が発生し、新たな国際問題に発展する公算が極めて強いと認められます。

ウイスキー及びスピリッツの最低アルコール度数

区 分	E U	アメリカ	日 本
ウイスキー	40 度	40 度	37 度
スピリッツ	37.5 度	40 度	37 度

※ 日本は、比例逓減税率が適用されるアルコール度数の下限值

第2 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の実施に 当たっては、酒類製造事業者に対する丁寧な指導、制度の 趣旨に沿った運用をお願いしたい。

令和5年度税制改正により、「承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置」が創設され、令和6年度から実施されています。

同特例措置は、平成元年に創設された従来の租特87条（品目ごとの軽減税率）から製造者単位の軽減措置に改組されたものであり、新たに事業計画書の作成・承認が要件とされるなど、酒類事業者にとって馴染が薄いものであります。

事業者の不安を払拭し、新制度への円滑な移行を図るためにも、同特例措置について、以下の2点をお願いしたい。

① 制度の実施に当たって、酒類事業者に対する丁寧な指導をお願いしたい。

② 同特例措置は、「地域で多様な酒類を製造している意欲的な中小事業者を存続させていく（令和5年度税制改正大綱）」ために創設されたものであり、減税分は制度の趣旨に従って商品の高付加価値化や販路の開拓等に有効に活用されるべきであります。

については、引き続き、同特例措置の趣旨について酒類業者に十分説明するとともに、同趣旨に沿って酒類の公正な取引が行われるよう厳格な監視をお願いしたい。

第3 焼酎甲類（連続式蒸留焼酎）の減税について検討していただきたい。

焼酎甲類（連続式蒸留焼酎）は、わが国において長年にわたって、身近な大衆酒として親しまれてきました。

しかし、焼酎甲類の現在の税率は、過去の度重なる増税により、大衆酒の域を超えた非常に高いものとなっております。

このような中で、平成26年4月、令和元年10月と二度にわたって消費税が引き上げられましたため、酒税との併課に伴う影響が極めて大きいものになっていると認められます。

わが国の税負担の伝統的な考え方である応能負担の原則に立って、焼酎甲類の減税について検討していただきたい。

第4 合成清酒の減税について検討していただきたい。

合成清酒は、わが国において長年にわたって、その固有の味わい及び性質により、独自のカテゴリーとして消費者に愛飲されてきた大衆酒です。

しかるに、平成18年度税制改正において、酒類間の税率格差の縮小という名目のもとに、合成清酒の飲用実態等を考慮することなく、大幅な増税を強いられることとなりましたことは、大変遺憾であります。

このような中で、平成26年4月、令和元年10月と二度にわたって消費税が引き上げられましたため、酒税との併課に伴う影響が極めて大きいものになっていると認められます。

市場規模も極めて小さな大衆酒である合成清酒については、消費者に過重な負担を強いることのないよう、減税を検討していただきたい。

第5 原料価格、燃料費等の高騰に対し、一定期間の措置として、酒税の負担軽減を検討していただきたい。

また、米国の新たな関税制度の廃止に向けてご尽力をお願いしたい。

令和4年2月に始まったウクライナ問題やその後の国際情勢の不透明化により、エネルギーや穀物等の価格高騰が続いており、大幅な円安傾向や物流の2024年問題とも相まって、原料価格や燃料費、物流費等の高騰が続いています。

これらにより酒類メーカーは経営に深刻な影響を受けており、影響の存続する間の措置として、酒税の負担軽減については是非検討していただきたい。

また、昨年4月に導入された米国の新たな関税制度は酒類輸出の妨げとなるものであり、同制度の廃止に向けてご尽力をお願いしたい。

第6 酒類の承認制度等の簡素合理化をしていただきたい。

酒類に関する承認、申告制度等手続きの簡素合理化をしていただきたい。

特に、以下の点について検討していただきたい。

- ① 未納税移出承認申請の申告手続きの簡素化（継続的取引の場合に包括承認を可とする）、処理期間の短縮
- ② 亡失に係る届け出期限の延長

第7 アルコール問題に関する政府の各種取組みは、アルコール健康障害対策基本法第1条の整理に従って実施していただきたい。

アルコール健康障害対策基本法第1条（目的）には、「酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因と（なる）」と規定されております。

即ち、基本法第1条において、「酒類にはメリットがあり、飲酒そのものが問題ではなく、不適切な飲酒が問題である。」と明確に整理されており、酒類業界は、この基本法第1条の整理に従って、不適切な飲酒を減らすべく様々な活動を行ってきております。

令和8年3月にアルコール健康障害対策推進基本計画第3期（令和8年度から令和12年度までの概ね5年間を対象）が閣議決定されましたが、アルコール問題に関する政府の各種取組みは、アルコール健康障害対策基本法第1条の整理に従って実施していただきたい。

(5 酒税率一覧表)

付表1 主要酒類の酒税等負担率表

(令和7年12月現在)

品 目 \ 区 分	容 量	アルコール分	代表的なもの の小売価格 (税込) ①	酒 税 額 ②	消費税額 ③	酒税等負担率 (②+③)／①
	ml	%	円	円	円	%
ビール	633	5.0	385	114.57	35.00	38.8
	350	5.0	230	63.35	20.91	36.6
発 泡 酒 (麦芽比率25%未満のもの)	350	5.5	209	46.99	19.00	31.6
発 泡 酒 (発 泡 酒 ②)	350	5.0	202	46.99	18.36	32.4
清 酒	1,800	15.0	2,460	180.00	224.00	16.4
果 実 酒	720	11.0	834	72.00	75.82	17.7
連 続 式 蒸 留 焼 酎	1,800	25.0	1,595	450.00	144.97	37.3
単 式 蒸 留 焼 酎	1,800	25.0	2,064	450.00	187.67	30.9
ウ イ ス キ ー	700	43.0	1,741	301.00	158.27	26.4

(注) 1 清酒、果実酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎及びウイスキーの小売価格(税込)は、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格を基に算出した。

また、ビール、発泡酒はオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。

なお、ビール(633ml)には容器保証金(5円)が含まれている。

2 発泡酒(発泡酒②)とは、酒税法第3条第18号ロに規定する発泡酒の内、平成29年改正法附則第36条第5項第2号に該当するものをいう。

3 消費税率は10%で計算している。

付表2 酒税等の負担率の推移

(単位: %)

品 目 \ 年 度	昭和 55	平成 元	5	10	15	20	25	30	令和 元	2	3	4	5	6	7
ビール (大びん: 633ml)	42.5	46.9	44.1	46.5	46.5	45.1	45.1	46.6	47.3	45.1	47.5	44.3	40.7	40.7	38.8
清 酒 (1.8ℓ)	24.1	21.9	16.4	17.9	17.9	16.2	15.8	18.1	19.6	18.8	18.8	18.2	17.3	17.3	16.4
連続式蒸留焼酎 (25度、1.8ℓ)	10.9	22.7	21.3	35.8	35.8	36.0	36.0	37.8	38.9	38.9	38.9	37.8	37.5	37.3	37.3
単式蒸留焼酎 (25度、1.8ℓ)	7.2	14.3	13.5	27.9	32.0	29.9	29.9	31.8	33.1	33.1	33.1	31.5	30.8	31.4	30.9
ウイスキー (43度、700ml)	47.3	41.3	41.3	22.8	22.8	21.8	21.8	22.2	23.6	23.6	23.6	23.6	23.4	23.4	26.4

(注) 1 平成元年度以降の酒税等の負担率は、消費税を含む。

2 ビールについては、容器保証金(5円)込み価格から算出した。

3 ウイスキーについては、平成7年度から平成20年度まではアルコール分「40度」で酒税等の負担率を計算している。

